

◆市外にお住まいの方へ◆
～自然あふれる大分県佐伯市で暮らしてみませんか？～

海・山・川

住宅の取得費用を助成します！

～佐伯市持家取得助成金制度の概要～

【目的】

- 定住人口の増加による地域社会の活性化

【助成対象者】

平成23年4月1日以降に住宅取得の契約を締結し、下記の条件を満たす人

- 5年以上継続して本市外に居住し、市内に定住目的で住宅を新築（新築住宅購入含む）または中古住宅を購入後、その住宅に居住を始めた人
※ただし、住宅取得の契約日前1年から取得した新築・中古住宅で居住を始めるまでの間に一時的に当該住宅以外の市内の住宅（アパート等）に居住した場合も助成対象となります。
- 市税等本市に納入すべき納入金を完納している人
- 過去において、この助成金を交付されたことのない人

【助成対象住宅】

- 延べ床面積が66平方メートル以上であって、居住用床面積が33平方メートル以上の住宅
- 建物の価格が、新築した場合または新築住宅を購入する場合は1,000万円以上、中古住宅を購入する場合は、500万円以上
- 過去において、この助成金の対象となった住宅でないこと

【助成金額】

- 新築した場合（新築住宅購入含む）…100万円
- 中古住宅購入の場合…50万円

【申請について】

- 別紙『申し込み方法と手続きの流れ』を参照してください。
- 添付書類等が必要となりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。
- 予算に限りがありますので、ご注意ください。
- ※申請は住宅取得契約締結後から翌年度までの間できます。詳しくはお問い合わせください。

【申し込み・お問い合わせ】

佐伯市役所 地域振興課 地域振興係 TEL0972-22-3486
E-mail : tiksin@city.saiki.lg.jp

《申請書等ダウンロード》 <http://www.city.saiki.lg.jp/sougoseisaku/>